康楽館使用料助成事業要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、町民等が康楽館を利用して行う活動に対し助成を行い、小坂町の文化芸術等活動の活性化や地域振興を図ることを目的とする。

（助成対象団体）

第２条　助成対象団体は、次の要件を全て満たす民間団体とする。

（１）　小坂町内に活動拠点を有し、団体構成員が主として小坂町在住者であること

（２）　一定の規約等を有し、団体として意思決定の手続きが明確であり、事業の確実な実行が見込まれる組織体制であること

（３）　代表の所在地が明確であること

（４）　会計処理が明瞭であること

（５）　助成を受けようとする年度の４月１日現在で、満１年以上継続した実績又は、それに準ずる実績を有すること。ただし、助成対象事業を実施するために組織された実行委員会等は除く

（助成対象外団体）

第３条　次の各号に該当する団体は、助成対象外とする。

（１）　専ら営利を目的として活動している団体

（２）　特定の政治活動又は宗教活動を目的として活動している団体

（３）　事業に必要な経費のうち、本要綱による助成を除く自己資金等を確実に調達できる見込みがない団体

（４）　暴力団又は暴力団員が役員となっている団体、暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する団体

（５）　小坂町及び小坂町の関係団体等（実行委員会の構成員及び主に事務局のみ小坂町が行う団体等は除く）、町が出資するなどして設立した団体

（６）　申請年度において、既に小坂町から同様の事業で本要綱による助成を受けている団体

（助成対象事業）

第４条　助成の対象となる事業は、次の各号のいずれかに該当する事業とする。

（１）　会員等特定の者のみを対象とせず、広く公開される音楽、演劇、舞踊、文芸、美術等に係る公演を行う事業

（２）　子どもや若者などの若い世代を対象とする事業や、ワークショップなどの体験型事業、あるいは後継者を育成する事業

（３）　国内外の文化祭等への参加又は文化交流のための事業

（４）　国指定・選択、県指定又は市町村指定無形文化財で後継者を育成するために行

う事業

（５）　文化芸術資源を活用し、文化芸術の発展や地域経済の活性化に資する事業

（６）　学校教育関連の活動

（７）　教室等が行ういわゆる稽古事や習い事の発表会

（８）　その他町長が認める事業

（助成対象外事業）

第５条　次の各号に該当する事業は、助成対象外とする。

（１）　特定の企業名を事業名に付すなどした冠公演や企業の宣伝活動

（２）　文化事業を専業とする営利団体の事業

（３）　寄付を目的として行われる慈善事業

（４）　文化芸術の振興・普及以外に主眼が置かれている事業

（５）　入場料が事業内容や規模に比して著しく高額な事業

（助成対象経費）

第６条　助成対象経費は、康楽館使用料とする。

（申請及び報告）

第７条　助成を受けようとする団体等は、町長に対し事業実施前に申請を行わなければならない。提出する補助金の申請及び報告の手続きは、小坂町財務規則による。

（１）　助成金の申請は、小坂町財務規則第１０３号様式による

（２）　別紙様式１「事業計画書」を添付する

（３）　別紙様式２「事業収支予算書」を添付する

２　事業実施終了後は、速やかに報告を行わなければならない

（１）　助成金の報告は、小坂町財務規則第１０５号様式による

（２）　別紙様式３「事業収支精算書」を添付する

（交付決定）

第８条　町長は、前条の規定による申請が行われた場合に、提出された申請内容を審査し、交付の可否を決定し、その旨を申請者に通知するものとする。

（助成金等）

第９条　助成金は、予算の範囲内において交付する。

２　第４条の各号に掲げる事業に対する助成金は、交付限度額を５万円とし、対象経費については全額助成（千円未満は切り捨てる。）する。

（事業の変更等）

第１０条　助成金の交付申請を行い、もしくは交付決定を受けた団体等で、当該事業が次の各号に該当する変更が生じたときは、小坂町財務規則第１０７号様式及び別紙様式４「事業収支変更予算書」を町長に提出し、承認を求めなければならない。

（１）　当該事業に要する経費に増減が生じたとき。

（２）　当該事業の期日等に変更が生じたとき。

（３）　その他、町長が必要と認めた事項。

２　助成金の交付決定を受けた事業が実施できなくなった場合は、小坂町財務規則第１０７号様式により取り下げ申請書を提出しなければならない。また、すでに交付を受けた助成金がある場合は、その全額を返還しなければならない。

（その他）

第１１条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附　　則

（施行期日）

この要綱は、令和４年４月１日から施行する。